

令和5年度 京都府虐待防止研修(令和5年12月5日)

虐待防止と権利擁護

一般社団法人 権利擁護支援プロジェクトともす
川端 伸子



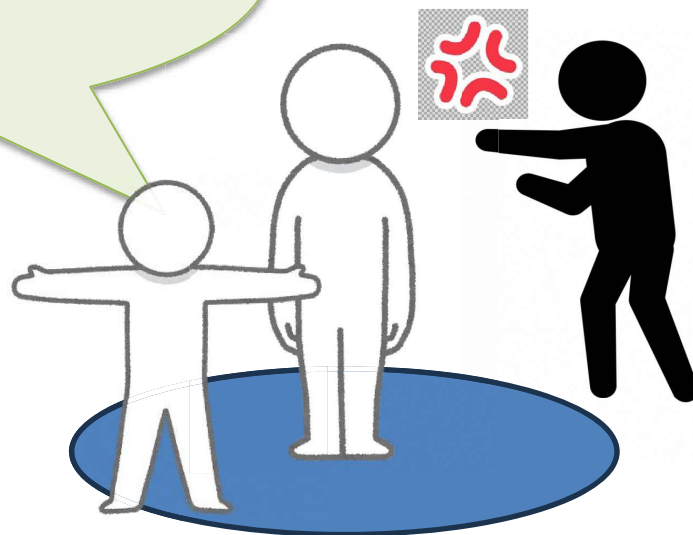
1

権利擁護から虐待防止へ

ケア現場こそが、権利擁護の支援の最前線

もっとも近くにいるからこそ、
人権侵害から護ることができる立場

もっとも近くにいるからこそ、
人権を侵害しやすい立場
でもある





わかりやすい世界人権宣言（谷川俊太郎訳）

第3条 安心して暮らす

ちいさな子どもから、おじいちゃん、おばあちゃんまで、わたしたちはみな自由に、安心して生きていける権利をもっています。

あんしんを守り

障害者権利条約

Nothing about us without us

わたしたちのことを、わたしたち抜きに決めないで

その人らしい暮らし、尊厳を護る

権利擁護ってなんだろう？

権利擁護を必要とする人

権利侵害を受けていても、
自分の権利を護るための権
利主張を一人ですることがで
きない

権利があっても、その権利の
行使を一人ですることができ
ない

権利擁護の支援の内容

権利侵害・虐待の防止

意思決定支援
その人らしい生活を支
えるケア

「虐待しないこと」が権利擁護なのではありません。
「その人らしい、尊厳のある生活」への支援の一環に
虐待防止があります。



介護サービスの運営基準改正における虐待防止規定の創設

運営基準改正における虐待防止規定の創設

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)

趣旨

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。

改正の内容

1 基本方針

入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。

2 運営規程

運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。

3 虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- ② 虐待の防止のための指針を整備すること
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

施行期日等

施行日：令和3年4月1日（施行日から令和6年3月31日までの間、経過措置を設ける）

32

令和3年度報酬改定による障害者虐待防止の更なる推進

令和3年度報酬改定による改正内容

障害者虐待防止の更なる推進

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※ 令和4年度より義務化（令和3年度は努力義務）

[現 行]

- ① 従業者への研修実施（努力義務）
- ② 虐待の防止等のための責任者の設置（努力義務）

[見直し後]

- ① 従業者への研修実施（義務化）
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（義務化（新規））
- ③ 虐待の防止等のための責任者の設置（義務化）

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。

【例】

- ① 協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- ② 事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
- ② 委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

- 虐待防止委員会の設置

外部の専門家や第三者の活用案も・・・

- 委員会の検討結果（虐待防止のための指針）の周知徹底

- 従業員への研修の実施

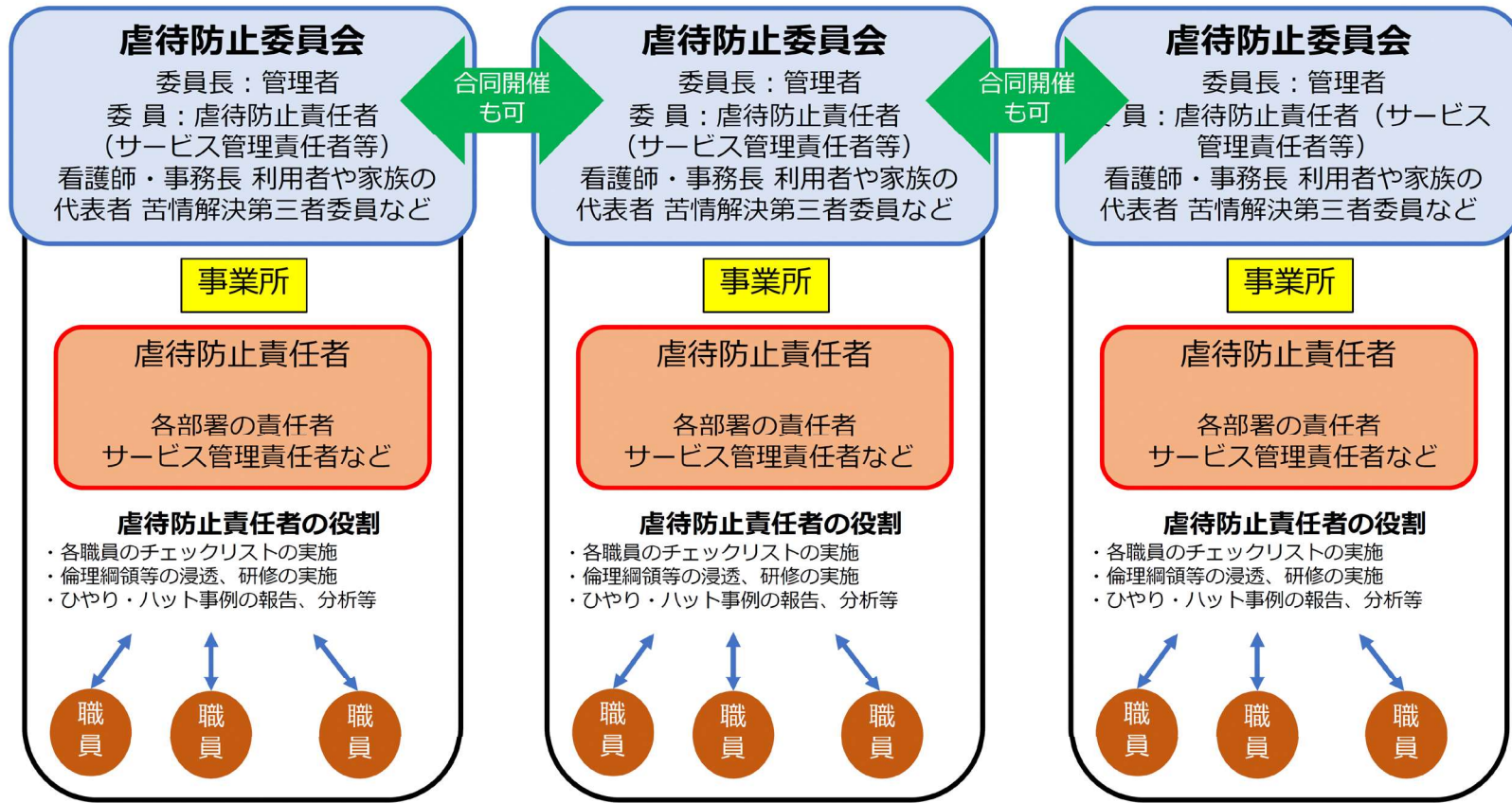
- 責任者、担当者の設置

来年度からは未実施減算も

障害福祉サービス事業所における虐待防止委員会の例

虐待防止委員会の役割

虐待防止のための計画づくり、虐待防止のチェックとモニタリング、虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討 等



言語切替 日本語 ? 点字ダウンロード サイト閲覧支援ツール起動 (ヘルプ) 文字サイズの変更 標準 大 特大 English site

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム

Google カスタム検索 検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 障害者虐待防止法が施行されました > 令和5年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修資料・動画

福祉・介護

令和5年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修 資料・動画

研修の全体像 講義資料・動画

国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要人材の確保に努めるとともに、研修プログラムの開発や研修資料の作成等を行うことにより、研修の効果を高めることとする。

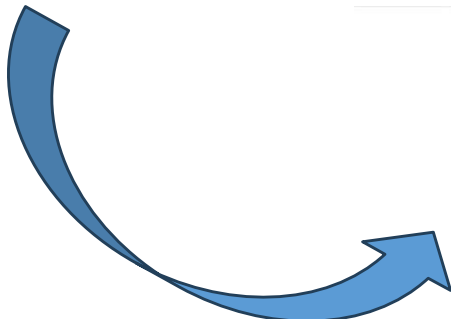
政策について

分野別の政策一覧

健康・医療

福祉・介護

障害者福祉



管理者・虐待防止責任者コース講義の動画、研修資料が掲載されています。

講義資料・動画

講義動画は、厚生労働省YouTubeで公開します。YouTube内には、「共通講義」、「自治体コース講義」、「管理者・虐待防止責任者コース講義」に分かれており、障害者虐待防止の対応について体系的に学ぶことができます。※肩書きは撮影当時

●共通講義 [動画はこちら（厚生労働省YouTube）](#)

- I 資料: [PDF 障害者虐待防止総論-成立までの経過、社会的意義 \[1.5MB\]](#)
- II 資料: [PDF 障害者虐待防止法の概要 \[912KB\]](#)
- III 当事者の声（※本ページでは公開していません）
- IV 資料: [PDF 性的虐待の防止と対応 \[1.4MB\]](#)
- V 資料: [PDF 身体的拘束等の適正化の推進 \[784KB\]](#)
- VI 資料: [PDF 通報の意義と通報後の対応～通報はすべての人を救う～ \[1.0MB\]](#)

●自治体コース講義 [動画はこちら（厚生労働省YouTube）](#)

- I-1 資料: [PDF 養護者による障害者虐待の防止と対応1 \[977KB\]](#)
- I-2 資料: [PDF 養護者による障害者虐待の防止と対応2 \[1.4MB\]](#)
- II 資料: [PDF 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止と対応 \[1.3MB\]](#)
- III 資料: [PDF 利用者による障害者虐待の防止と対応 \[4.5MB\]](#)
- 参考資料: [PDF 令和4年度利用者による障害者虐待の状況等 \[6.4MB\]](#)
- IV 資料: [PDF 事実確認調査における情報収集と面接手法（基礎編） \[491KB\]](#)
- V 資料: [PDF 事実確認調査における情報収集と面接手法（聞き取り面接における留意事項） \[1.1MB\]](#)

●管理者・虐待防止責任者コース講義 [動画はこちら（厚生労働省YouTube）](#)


- I 資料: [PDF 法人・事業所の理念と管理者の役割 \[1.2MB\]](#)
- II-1 資料: [PDF 虐待を防止するための日常の取組について1 \[757KB\]](#)
- II-2 資料: [PDF 虐待を防止するための日常の取組について2～身体拘束・行動制限の廃止と支援の質の向上～ \[1.7MB\]](#)
- III 資料: [PDF 通報プロセスについて（通報した場合の準備含む） \[500KB\]](#)
- IV 資料: [PDF 障害者虐待防止委員会、身体的拘束等の適正化委員会と虐待防止責任者の役割 \[545KB\]](#)
- V-1 資料: [PDF 虐待防止委員会の実際の運営について \[1.6MB\]](#)
- V-2 資料: [PDF 虐待防止委員会の実際の運営について～半田市自立支援協議会の実践から～ \[2.1MB\]](#)

- ▶ 各種助成金・奨励金等の制度
- ▶ 審議会・研究会等
- ▶ 国会会議録
- ▶ 予算および決算・税制の概要
- ▶ 政策評価・独法評価

関連リンク

-  情報配信サービスメルマガ登録
-  子どものページ

携帯ホームページ

-  携帯版ホームページでは、緊急情報や厚生労働省のご案内などを掲載しています。

2

虐待のとらえ方を知ろう

どのような事例があるのか（高齢者虐待）

- ・■■■■市■■■■の「■■■■特別養護老人ホーム」において、職員が入所者に対し「うるせえばあ」などと発言し、市が心理的虐待と認定。過去にも同施設で職員の暴言が発覚し虐待と認定されており、「■■■■会」は対応の不十分さを認めている。
- ・市高齢者支援課によると、8月8日に虐待情報が寄せられ、課は8月16日に施設内の12人の職員に話を聞き、全35人の職員にアンケート調査を実施した。
- ・調査の結果、1人の職員が80代女性の入所者に対し「うるせえばあ」や「たたくぞ」、「水あげないぞ」などと発言していたことが判明し、市は心理的虐待と断定。
- ・9月15日に「■■■■会」に調査結果を通知し、改善計画の提出を要請。検証期間を6カ月とし、改善計画の実施状況を確認する予定。
- ・同法人は市の通知を受け、「1度目の虐待の対応が不十分だった可能性があり、抜本的な解決に取り組む」とコメントしている。

どのような事例があるのか（児童虐待）

〇〇県は、社会福祉施設2件で虐待があったことを発表。再発防止に努める姿勢を示している。

- ・ 〇〇県健康福祉部の 〇〇長は「施設を監督する立場として監督不十分だったことに対し、重ねてお詫び申し上げます」と謝罪した。

- ・ 〇〇市にある「県立 〇〇センター」と 〇〇ファミリーホームで虐待事案があったことを15日の会見で明らかにした。

- ・ 〇〇センターでは、50代の女性看護師が10代の男性入所児童に対し、他の入所者がいる前で友人の有無を問う質問や過去の交友関係に関する発言を行い、精神的苦痛を与えた。県はこれを心理的虐待と認定している。この出来事で入所者は施設を退所するための手続き中に看護師との言い争いがあった。

- ・ 県によると、看護師は「感情的になって行き過ぎた部分があったが、意図的にいじめようとはしていない。反省している」と話している。

- ・ 〇〇ファミリーホームでは、児童2人が泣いてパニックになった際、管理者に呼ばれた別の児童1人が2人を叩いたり外へ連れ出そうとしたりしていた。県は児童2人が叩かれたことを身体的虐待と認定し、また、この行為を管理者が黙認したネグレクトとしている。

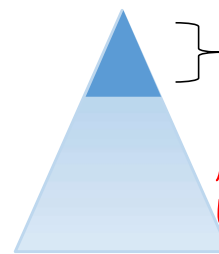
虐待のとりえ方と防止

虐待の種別

- 身体的虐待
- 心理的虐待
- 介護・世話の放棄・放任
- 性的虐待
- 経済的虐待（高齢者・障害者のみ）

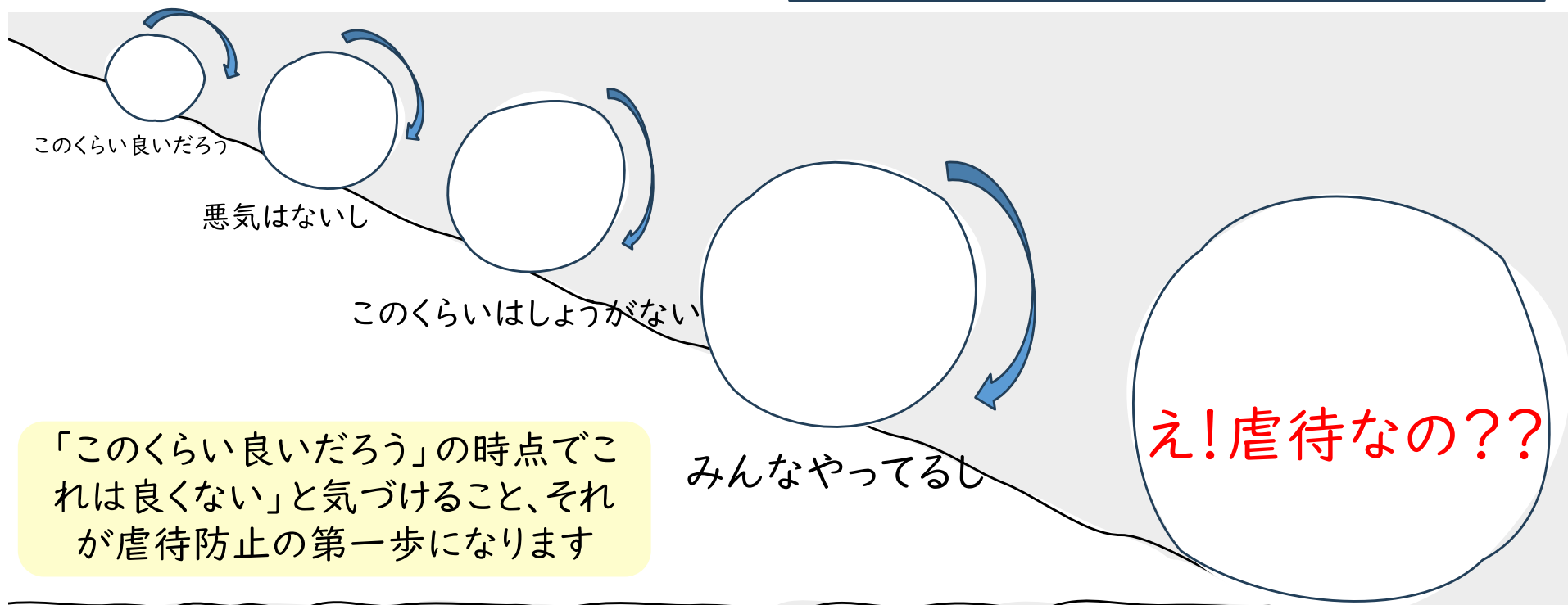
虐待のとりえ方

虐待は「虐待の自覚を問わずに判断する」
マルトリートメント（不適切な取扱い）は虐待



事件となって社会に顕在化する虐待

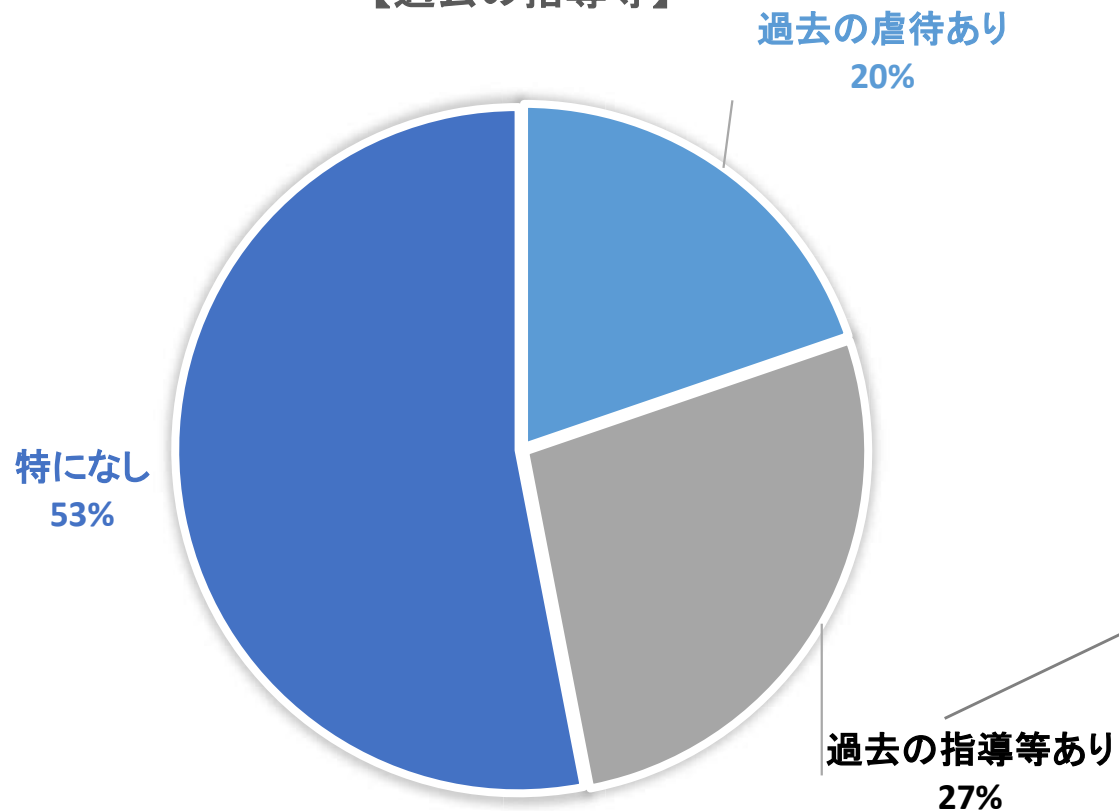
虐待防止法では、「虐待の自覚」を問わずに虐待を判断するため、範囲は広い



過去の指導等

- ◆ 高齢者虐待があった施設・事業所のうち、過去に虐待が発生していた割合は19.8%。過去に何らかの指導等が行われていた割合は27.2%。

【過去の指導等】



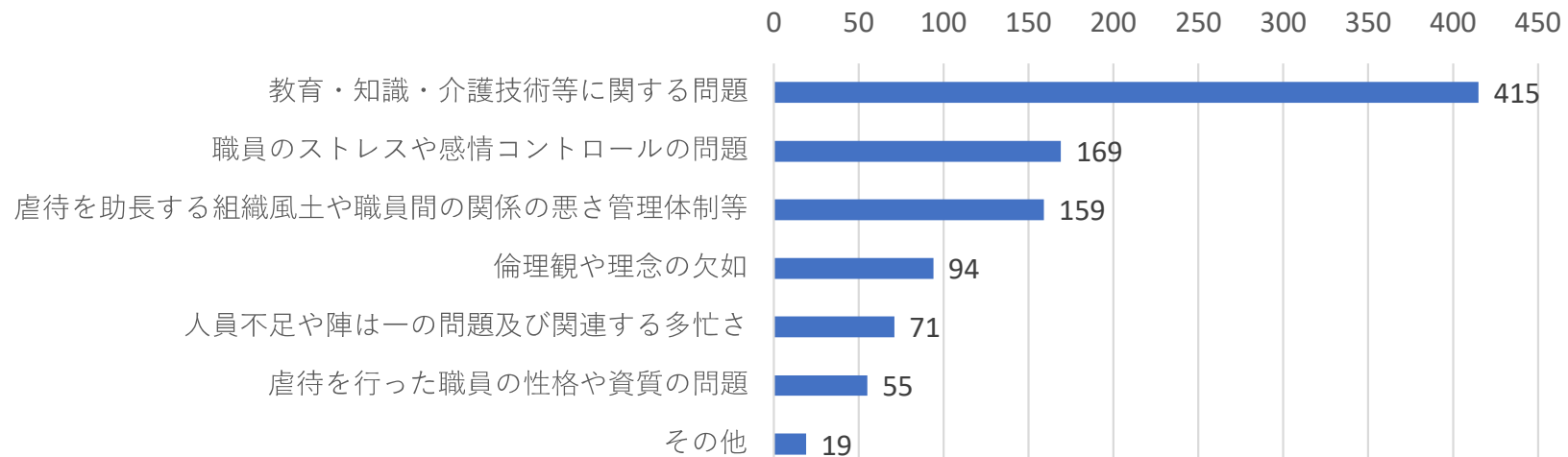
【指導の内容】

- ・虐待防止の取組や不適切ケア
- ・事故発生時の対応
- ・身体拘束の適正運用等に関するもの
- ・人員基準違反等に関する指導
- ・記録整備等に関する指導

養介護施設従事者等による虐待の発生要因

- ◆ 高齢者虐待・障害者虐待とも、従事者等による虐待の発生要因として最も多かったのは、「教育・知識・介護技術に関する問題」。

【養介護施設従事者等による高齢者虐待の発生要因（複数回答）】



厚生労働省令和3年度令和3年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果より

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因（複数回答）

教育・知識・介護技術等に関する問題	64.5%
職員のストレスや感情コントロールの問題	54.8%
倫理観や理念の欠如	50.0%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	22.0%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	24.7%

厚生労働省令和3年度障害者虐待対応調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞より

「知らなかった」「そんなつもりなかった」
「ふざけただけ」は通用しない。

見て見ぬふり、
組織の中で曖昧にして蓋をすることも
虐待となります。

虐待のとらえ方を知ることが
虐待防止の第一歩です。



障害者虐待防止法における養介護施設・養介護事業

- ◆ 「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」（以下、合わせて「障害者福祉施設等」という）に係る業務に従事する者のことです。
- ◆ 直接ケアサービスを提供しない施設長、事務職員等も、介護職以外で直接障害者に関わる者も含まれます。

○障害者福祉施設

障害者支援施設、のぞみの園

○障害福祉サービス事業等

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、自立生活援助、就労定着支援、及び共同生活援助、一般相談支援事業及び特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センターを運営する事業、福祉ホームを運営する事業、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業

高齢者虐待防止法における養介護施設・養介護事業

- ◆ 老人福祉法、介護保険法に規定されている施設、事業の業務に従事している者を養介護施設従事者等といいます。
- ◆ 直接介護サービスを提供しない施設長、事務職員等も、介護職以外で直接高齢者に関わる者も含まれます。

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法 による規定	老人福祉福祉施設 有料老人ホーム	老人居宅生活支援事業	「養介護施設」または 「養介護事業」の業務に 従事する者
介護保険法 による規定	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院 地域密着型介護老人福祉施設 地域包括支援センター	居宅サービス事業 地域密着型サービス事業 居宅介護支援事業 介護予防サービス事業 地域密着型介護予防サービス事業 介護予防支援事業	

介護保険法には「人格尊重義務」が規定されていて、**高齢者虐待は「人格尊重義務違反」**にあたるものであることが厚生労働省のマニュアルで解説されています。



高齢者虐待と身体拘束の関係

- ◆ 拘束は拘束を生む悪循環に陥る。
- ◆ 「緊急やむを得ない場合」以外の身体拘束は、身体的虐待に該当。
- ◆ 「緊急やむを得ない場合」とは「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件全てを満たす場合で、適正手続きも求められる。

- ・ベルト、柵、紐等による行動制限
- ・つなぎ服やミトン型手袋の使用
- ・立ち上がりを妨げる椅子の使用
- ・向精神薬等の過剰服用
- ・鍵つき居室等への隔離



筋力低下、関節の拘縮、心肺機能の低下などを招く

不安や怒り、屈辱、諦め等から、
 ・認知症の進行や周辺症状の増悪を招く
 ・意欲が低下し、結果的にADLの低下を招く

拘束しているが故に、無理な立ち上がりや柵の乗り越え等により、
 重大な事故が起きる危険も

児童福祉施設等における虐待の禁止

○児童虐待防止法 第3条

第三条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

○児童福祉法 第33条の十 虐待の禁止 十一心身に有害な影響を与える行為の禁止

小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第9条の2 虐待と心身に有害な影響を与える行為の禁止

児童福祉施設の職員

3

研修を組み立てよう

「考える」「話し合う」研修を行うことは、
「あれ？」という時に声を掛け合える
関係づくりに役立ちます。



考えてみよう

利用者Aさんは、食事介助の必要な方です。大きな口をあけてパクパクとよく食べます。気持ちのよい食べっぷりなので
「はい、あーん」「お口あけてくださーい」
「もぐもぐもぐもぐ」「おいちーでちゅねー」
と言ってしまいました。
特にこちらに反応せず、Aさんはパクパクと 食べ続けます。



この行為は、してもよいことだと思いますか??
そう思うのは何故ですか?

この職員は何故、このような行為をしたのでしょうか?

あなたなら、どうしますか??

考えてみよう

利用者Aさんは、食事介助の必要な方です。クとよく食べます。気持ちのよい食べっぷり。
「はい、あーん」「お口あけてくださーい」
「もぐもぐもぐもぐ」「おいちーでちゅねー」
と言ってしまいました。
特にこちらに反応せず、Aさんはパクパクと

本人を軽んじているから起こる虐待の場面を切り取っています。

他に考えれる例)

「かわいい」といって顔に落書きをする
「お母さん、いつもお迎えこないねー」と言う



この行為は、してもよいことだと思いますか??
そう思うのは何故ですか?

なぜしてはいけないのか、なぜ「虐待」ととらえるべき行為なのかを考えることで、「やってはいけないことだ」という理解が深まります。

この職員は何故、このような行為をしたのでしょうか?

虐待の背景にあるものを考えることで、ハイリスクな状態に気づききっかけになります。

あなたなら、どうしますか??

ふりかえってみてください

「かわいいと思ったから」「友達みたいな気持ちで」という理由で、ケアについての意識を緩めていませんか？

ご本人に認知症がなくても、障害がなくても、同じことをするかなあ。

ご家族の前でも同じケアをするかなあ。

もしも、しないのだとしたら、それは、「どうせ分らない人だから」と、どこかで思っているのかも。

それは、その方の尊厳を軽んじている、ということではないでしょうか？



考えてみよう

重度認知症の利用者Bさん。昼食が始まると「帰るー、帰るー」「いやだー」「こわいー」と叫んでしまいます。

他の利用者さんも皆さん、びっくりした顔で見えています。

「いい加減に黙ってくださいよ。集団で一緒に食事してるんです!他の方の迷惑にならないようにしてください!」と厳しく注意しました。



この行為は、してもよいことだと思いますか??
そう思うのは何故ですか?

この職員は何故、このような行為をしたのでしょうか?

あなたなら、どうしますか??

考えてみよう

重度認知症の利用者Bさん。昼食が始まる
だー」「こわいー」と叫んでしまいます。
他の利用者さんも皆さん、びっくりした顔で
「いい加減に黙ってくださいよ。集団で一緒
方の迷惑にならないようにしてください」

職員がケアの上で適切な対応
方法が分からず、困って虐待に
至った場面を切り取っています。

他に考えられる例
利用者が他の利用者を叩こうと
しているのを見て、職員が利用者
を叩いてしまう場面など

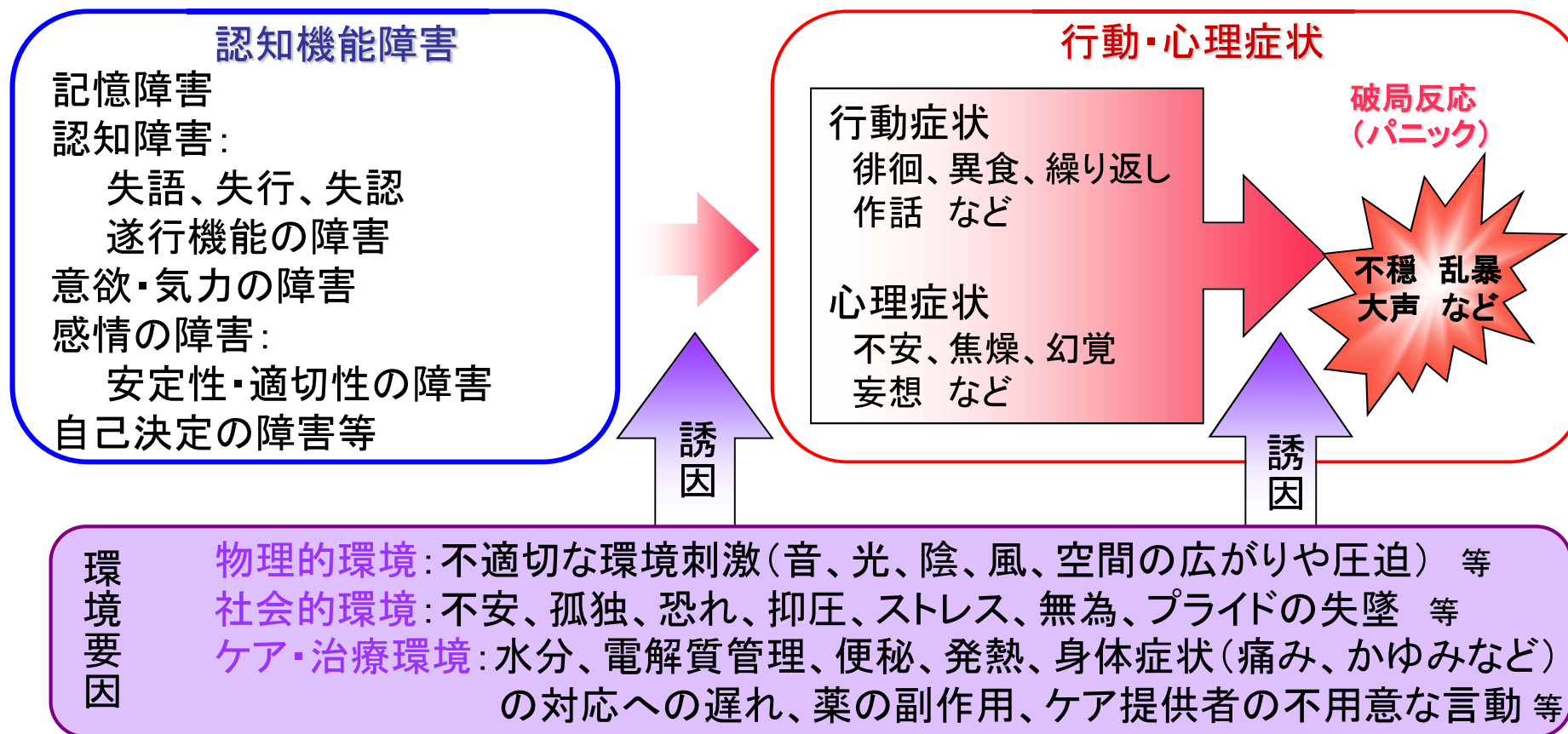


この行為は、してもよいことだと思いますか??
そう思うのは何故ですか?

この職員は何故、このような行為をしたのでしょうか?

あなたなら、どうしますか??

認知症の症状と環境との関係

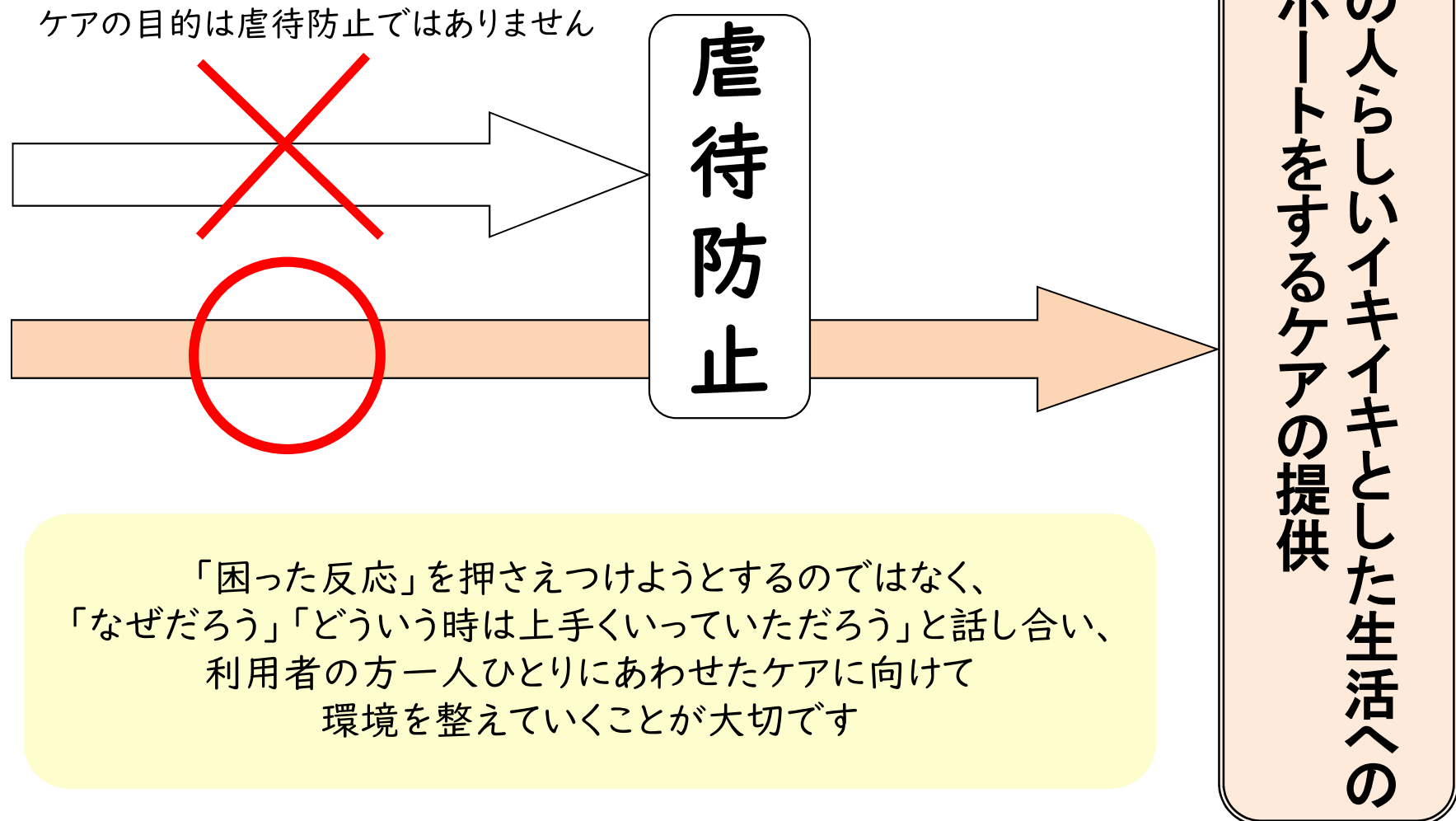


BPSD (認知症の行動・心理症状) は、認知機能障害に図に示すような環境要因が加わって引き起こされる。さらに、周囲の人々が認知症者のサインに気づかないと、破局反応(パニック)に至ることがある。ケアに際しては、認知症者の背景にある環境要因を探り、**環境を整えることが大切**である。

公益社団法人日本看護協会編『認知症ケアガイドブック』照林社,2016年,p.71より引用

永田久美子:痴呆高齢者の看護.柿川房子,金井和子編,新時代に求められる老年看護,日総研出版,名古屋.2000:269-281
を一部改変して転載

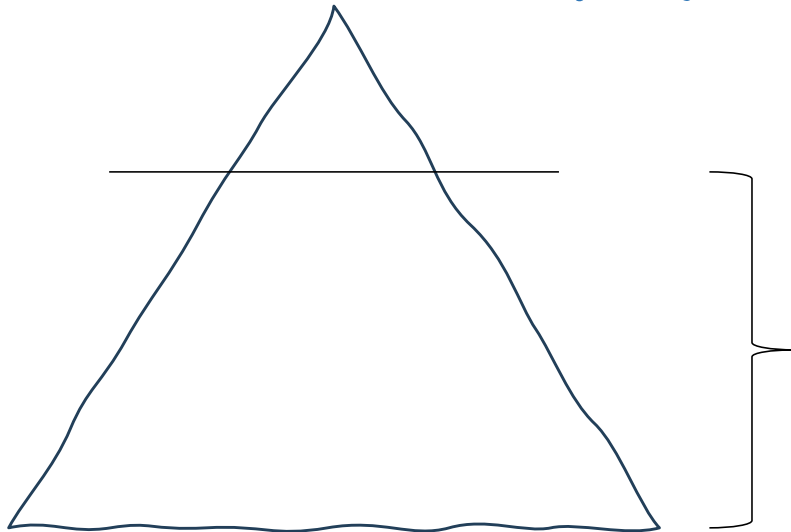
尊厳の保持



アセスメント、適切なケア方法を知っておく
ことが、ケアの仕事の大前提です。
「虐待しないためのケア」にならないよう、
アセスメント、適切なケア方法についての
研修も、行っておく必要があります。



虐待がどのようなことかを知った後は、
その手前で立ち止まるためのセルフチェック
の研修を行うということも有効です。
さまざまなセルフチェックリストが
作成されています。



氷山の下を減らす取り組み
です。



障害者虐待防止の手引き（チェックリスト） （全国社会福祉協議会作成）

◆ 体制整備のチェックリストや職員セルフチェックリストが掲載されています。

施設・地域における障害者虐待防止チェックリスト

A：体制整備チェックリスト

全社協「障害者の虐待防止に関する検討委員会」平成23年3月版

【規定、マニュアルやチェックリスト等の整備】

項目	チェック欄
1. 倫理綱領、行動規範等を定めている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2. 倫理綱領、行動規範等について職員への周知徹底ができています。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
3. 虐待防止マニュアルやチェックリスト等を作成している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
4. 虐待防止マニュアルやチェックリスト等について、職員に周知徹底するとともに、活用している。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
5. 緊急やむを得ない場合の身体拘束等の手続き、方法を明確に定め、職員に徹底している。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
6. 身体拘束について検討する場を定期的に設けている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

施設・地域における障害者虐待防止チェックリスト

C：職員セルフチェックリスト

全社協「障害者の虐待防止に関する検討委員会」平成23年3月版

《チェック項目》	チェック欄
1. 利用者への対応、受答え、挨拶等は丁寧に行うよう日々、心がけている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
2. 利用者の人格を尊重し、接し方や呼称に配慮している。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
3. 利用者への説明はわかり易い言葉で丁寧に行い、威圧的な態度、命令口調にならないようにしている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
4. 職務上知りえた利用者の個人情報については、慎重な取扱いに留意している。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
5. 利用者の同意を事前に得ることなく、郵便物の開封、所持品の確認、見学者等の居室への立ち入りなどを行わないようにしている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
6. 利用者の意見、訴えに対し、無視や否定的な態度をとらないようにしている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
7. 利用者を長時間待たせたりしないようにしている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
8. 利用者の嫌がることを強要すること、また、嫌悪感を抱かせるような支援、訓練等を行わないようにしている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない

高齢者虐待防止のセルフチェックリスト (東京都福祉保健財団 高齢者権利擁護支援センター作成)

◆ セルフチェックのあと、どういう状態の時に虐待につながりやすい心理状況になるか、そのような時に、どう対応したら良いかを話し合うことができるようになっています。

高齢者虐待防止のセルフチェックリスト

虐待を引き起こしやすい心理状況にうまく対応できれば、虐待を予防できると考えられます。

下記のチェック項目にしたがって、有無にチェックをし、「ある」と答えた時には右の2つの欄を記入してください。

記入後、話し合っ、内容を共有すると、対応方法のバリエーションが広がります。また、チームや組織として相互に助け合う方法を協議することも有効です。詳しくは、次のページの「高齢者虐待防止のセルフチェックリストの使い方」を参考にしてください。

	チェック項目 (虐待につながりやすい心理状況)	有無	どういう状態の時に虐待につながりやすい心理状況になる(なった)と思いますか?	そのような状態・状況の時、どう対応していますか? (どう対応したら良いと思いますか?)
1	利用者の「尊厳の保持」という意味が良くわからなくなることがある	ある ない		
2	利用者が「守られるべき立場」にあると思えない時がある	ある ない		
3	利用者に対して丁寧に関われない時がある	ある ない		
4	利用者から拒否的な反応をされ、うまく対応できない事がある	ある ない		
5	利用者に対し、「〇〇してあげているのに」と思い、苛立ちを感じる事がある	ある ない		
6	利用者に「どうして早くできないの?」と問いたくなる時がある	ある ない		
7	利用者が、自分の思う様に行動しない時に苛立ちを感じる事がある	ある ない		
8	利用者から大声で「呼ばれる」「怒鳴られる」時に、大声で言い返したくなる事がある	ある ない		
9	利用者から「叩かれる」「強く掴まれる」時に、ついやり返したくなる時がある	ある ない		
10	排泄介助の場面で臭いが我慢できず、対応するのが嫌になることがある	ある ない		
11	利用者の話を最後まで聞けない、言いたい事や動作を待てないと感じる事がある	ある ない		
12	利用者から呼ばれているのに、聞こえないふりをして反応したくないと感じる事がある	ある ない		

(公財)東京都福祉保健財団 高齢者権利擁護支援センター作成

保育所・認定子ども園等における人権擁護のための セルフチェックリスト（全国保育士会作成）

- ◆ 子どもの権利条約とも紐づけて、「良くない」かかわりをチェックし、良いかかわりのポイントが解説されています。

※日々の自らの保育を振り返り、「『良くない』と考えられるかかわり」について、「している（したことがある）」「していない」のいずれかにチェックをつけてください。

No.	一日の流れ	「良くない」と考えられるかかわり <small>あなたの保育では？</small>	チェック欄	より良いかかわりへのポイント
1	登園時	朝、母親に抱かれて、なかなか離れられない子どもに「ずっと抱っこしてもらっていると恥ずかしいよ」と言葉をかける。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している <small>（したことがある）</small>	<p>「恥ずかしい」という表現は、大人の価値観の押しつけになる可能性があります。</p> <p>たとえば、「お母さんの抱っこって嬉しいね」等、子どもの気持ちを受け止め、子どもが好きな遊びに誘うなどして気持ちを切り替えられるよう働きかけると良いでしょう。</p>
2	日中	製作活動で子どもが描いた作品をみて、「そこ違うよ。もう一枚描いてみる？」とだけ言って、描きなおすように働きかけた。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している <small>（したことがある）</small>	<p>子どもが自ら描いた作品を否定するのではなく、子どもの自由な発想を認めるかかわりをしましょう。</p>
3		排泄の失敗への対応をその場で行ったり、周囲に知らせたり、その失敗を責める言葉がけをする。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している <small>（したことがある）</small>	<p>子どもの羞恥心や傷ついた気持ちに配慮し、トイレ等の人目につかない場所で、「着替えをしたら気持ちよくなるからね」等と声をかけて対応しましょう。</p>

4

組織としての取り組みを

組織全体で虐待防止に取り組むことを示すことが、もっとも大切です。



考えてみよう

利用者Cさんは、介助しようとする「ばか!」「あっちいけ!」と抵抗して爪を立て、こちらの腕をギューツと掴みます。爪の跡に血がにじむほどの力です。思わず「そんなことばかりやっていると、みんなに嫌われちゃいますよ!私も次から来ないからね!」と言ってしまいました。



この行為は、してもよいことだと思いますか??
そう思うのは何故ですか?

この職員は何故、このような行為をしたのでしょうか?

あなたなら、どうしますか??

考えてみよう

利用者Cさんは、介助しようとする「ばか
て爪を立て、こちらの腕をギューツと掴みま
どの力です。思わず「そんなことばかりや
やいますよ!私も次から来ないからね!」と

職員が「痛い」と思う場面を切り
取っています。

他に考えられる例
利用者に唾を吐きかけられる
脛を蹴られる



この行為は、してもよいことだと思いますか??
そう思うのは何故ですか?

この職員は何故、このような行為をしたのでしょうか?

あなたなら、どうしますか??

ダメだとは思うけれど…



一人ひとりにあわせたケアに向けて環境を整えることが重要
ということはわかりました。

でも、それまでは、利用者さんに何をされても
私たちは、ただ我慢すればいいってことですか？

いいえ、皆さんが安心してケアを提供できる環境
づくりを、経営層は行っていきます。

虐待防止は、職員一人一人だけが取り組むので
はなく、組織全体で取り組むものです。



職員の安心を守る視点でのハラスメント対策

- ◆ 利用者の行為は、ケアの不適切さに起因するもの場合があります。どのようなケアの時に暴力が起きないのか等、話し合っていくことは大切です。
- ◆ 一方で、組織としての対策をとるべきハラスメントが起きている場合もあり、ハラスメント対策マニュアル及び研修の手引きも発行されています。
- ◆ 大切なのは、「職員一人で悩ませない、我慢させないこと」



ホーム

本文へ お問合わせ窓口 よくある御質問 サイトマップ 国民参加の場

Google カスタム検索

検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護現場におけるハラスメント対策

福祉・介護

介護現場におけるハラスメント対策

- 1. 介護現場におけるハラスメント対策について
- 2. 介護現場におけるハラスメント対策マニュアル及び研修の手引き等
- 3. サービス提供困難事例に対する対応
- 4. ハラスメント対策のための支援

本ページでは、介護現場におけるハラスメント対策について、地方公共団体のみなさまや介護現場のみなさまにご利用いただけるコンテンツを掲載いたしますので、積極的にご利用ください。

1. 介護現場におけるハラスメント対策について

地域包括ケアシステムを推進していく上で、介護人材の確保は大変重要な課題であり、介護職員が安心して働くことができるよう、ハラスメント対策を含む職場環境・労働環境の改善を図っていくことが必要です。

このため、令和3年度介護報酬改定においては、パワーハラスメント及びセクシャルハラスメントなどのハラスメント対策として、介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、里方雇田継合約等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策として

政策について

分野別の政策一覧

健康・医療

子ども・子育て

福祉・介護

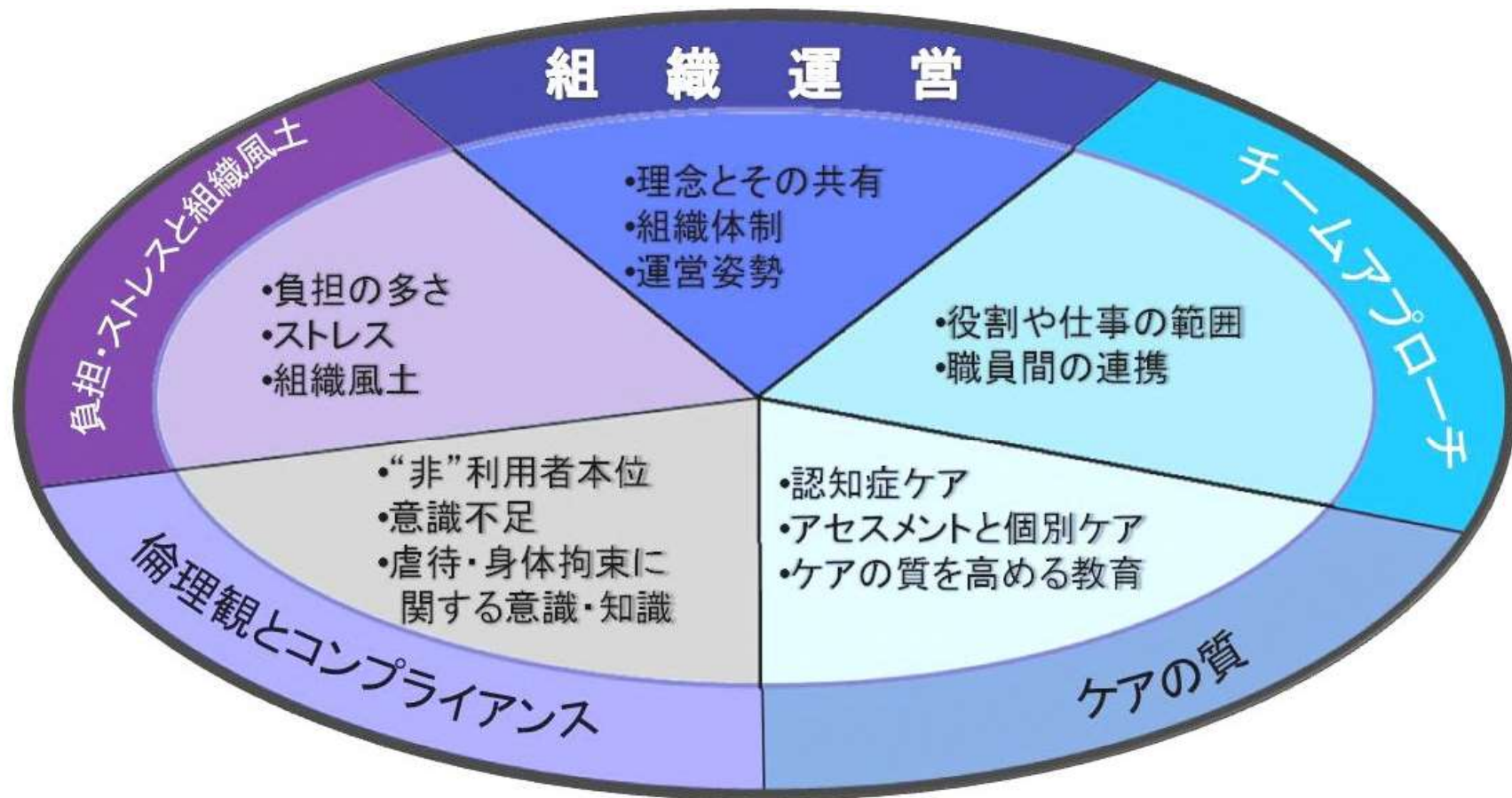
障害者福祉

生活保護・福祉一般

介護・高齢者福祉

雇用・労働

養介護施設従事者等による高齢者虐待の背景要因



☆作成にあたり三瓶徹氏(北広島リハビリセンター特養部四恩園施設長)作成資料を参考にした

「高齢者虐待を考える 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための事例集」(認知症介護研究・研修(仙台・東京・大府)センター)より)

1 なぜ、高齢者虐待防止に取り組む必要があるの？

ある事例

ある高齢者施設で、職員のカワバタさんが利用者の田中タロウさんのベッドで、オムツ交換を行っています。この2〜3日、元気がない田中さん。カワバタさんはオムツを替えながら、「タロちゃん、最近元気がないでしょ。どうしたの〜?」と話しかけました。それでも黙っている田中さんを元気づけようと、カワバタさんは、「わー、タロちゃんのおへそってでべそだね、かわ

いー。でべそさーん」と話しかけながら、田中さんのおへそを押しました。田中さんは黙って目を伏せました。オムツ交換が終わってカーテンを開けると、そこには面会に来た田中さんの娘さんが立っていました。娘さんは、お父さんである田中さんにも、職員のカワバタさんにも声をかけず、そのまま帰ってしまいました。

? 考えてみよう

- Q1▶ なぜ、職員のカワバタさんは「でべそさーん」と言って、利用者田中さんのおへそを押したのでしょうか？
Q2▶ 黙って目を伏せた田中さんはどのような気持ちだったと思いますか？
Q3▶ 田中さんの娘さんが何も言わずに帰ったのは、なぜでしょうか？



1

学び、理解しよう

「悪気がない」からといって、「やっていいこと」ではない

職員のカワバタさんの行為は、田中さんを元気づけようとしてやったことかもしれませんが、しかし、私たちが提供しているのは、対等な立場で契約に基づいて提供している、専門化された介護・福祉サービスです。悪気がなければ、利用者である田中さんを傷つけてもいいということには

なりません。そもそも、「なぜ田中さんが元気がないのか」「どのような方法をとれば元気になってもらえるのか」という、正確な情報収集も課題分析もありません。やった行為は、「根拠に基づいた適切なケア」とは言えません。

「このくらいは、いいんじゃない?」をそのままにすると、より大きな「虐待」が生じる

「この程度の発言を暴言として虐待ととらえる必要はないんじゃない?」という考えもあるかもしれませんが。しかし、利用者の権利が侵害されていればそれは虐待であり、命に関わるような重篤なものかどうかに関わ

らず早期に対応を行い、防止に努めることが求められます。「このくらいは、いいんじゃない?」と権利侵害を放置すると、それがどんどん拡大する傾向があるからです。

利用者やその家族は、「嫌なことを嫌だ」と言いにくい状況におかれている

施設を利用している高齢者の多くは、誰かの手を借りなければ生活することができない状況にあります。家に帰りたいけれども帰れない状況の方もいます。ご家族も同じで、「連れて帰りたいけれども帰れない」状況の方が大勢います。そんな中、「こんなことは嫌だから、止めてほ

しい」と声をあげることができるでしょうか? 田中さんや田中さんの娘さんの、言いたくても言えない無言の主張について、私たちは耳を傾けなければなりません。自分で自分のことを主張できない利用者の「声なき声」を聞き、その尊厳を護ることが、私たちの努めです。

※下線の青字について(全頁共通)…裏表紙下部の財団URLにアクセスすると、関連する資料を閲覧できます。

事例その後

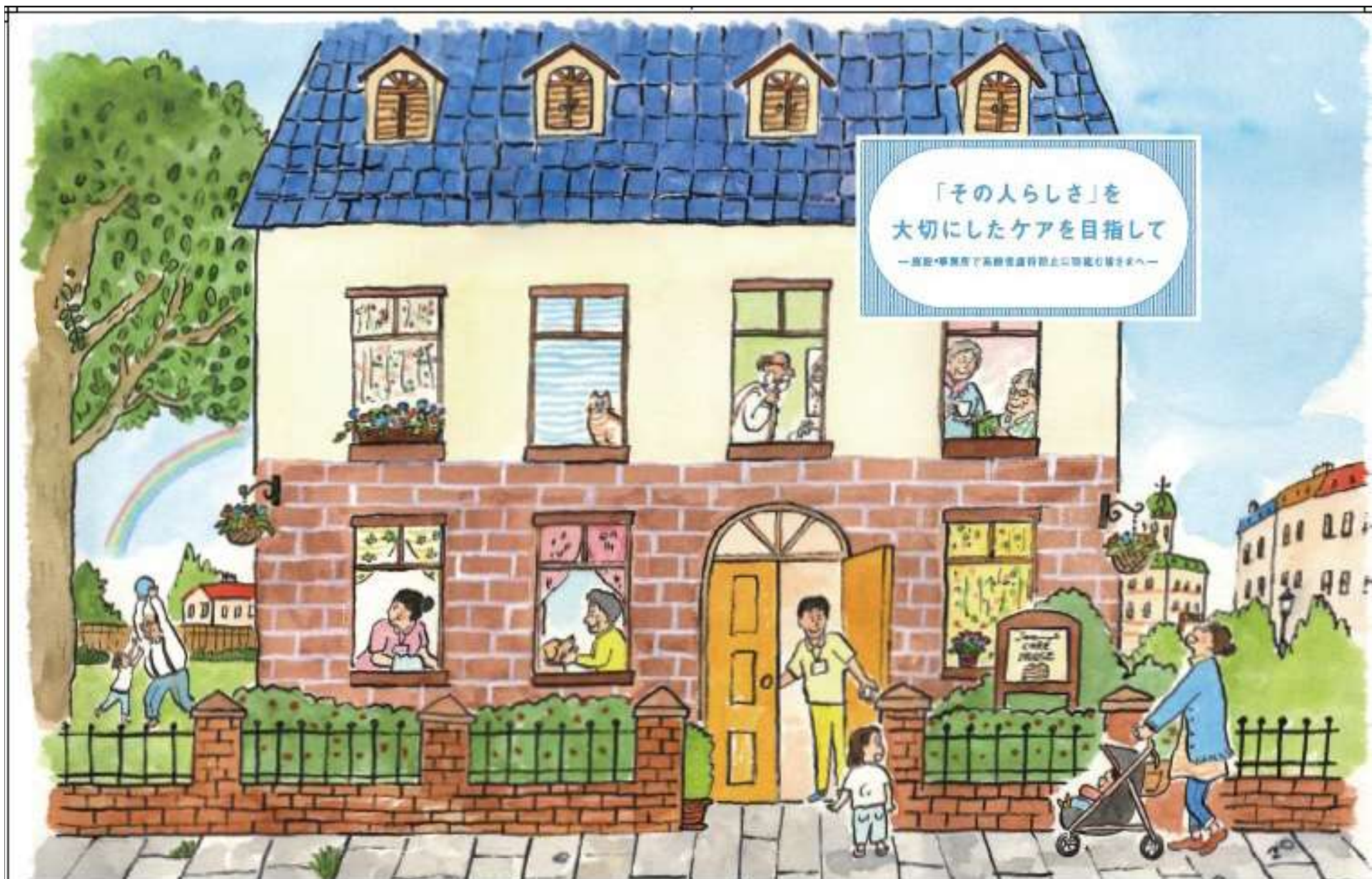
通りかかったフロアリーダーは事情を聞き、「まず、私は田中さんのご様子を確認してきます。それから一緒に、田中さんと娘さんに謝りにいきましょう。どうやったら、最近元気がない田中さんに元気になってもらえるか、今日の夕方のミーティングでみんなと話し合おうね。明日、高齢者虐待防止の勉強会をするから、今回のことをみんなと話し合おう」と、カワバタさんに言いました。翌日、勉強会に出たカワバタさんは、自分のしたことは虐待だったのかもしれない…と気づきました。



2



施設内での高齢者虐待防止研修に役立つ小冊子です。
ダウンロードして活用いただけるようになっています。



「その人らしさ」を
大切にしたケアを目指して
—施設・事業所で高齢者虐待防止に取り組む皆さまへ—

利用者の要介護度と虐待防止に取組むためには、施設を利用する高齢者の実態があります。私たちその実態を支えることで、仕事に張りを持ち、笑顔で働くことができるのではないのでしょうか。一歩ずつ、みなさんと、この取組みを続けていきましょう。

こちらのURLからもっと深く学ぶことができます。ぜひご覧ください。→ <http://www.fukushisaikan.jp/>

公益財団法人東京都福祉保健財団 人材育成部 (TEL)03-344-8628 / 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号19階 / 平成26年4月創刊 19000

高齢者虐待は「だめ/やってはいけない」、そう言われても、どうケアすれば良いか分からないこともあります。この小冊子で、「虐待とは何か」「どう取組めば虐待を予防するのか」を具体的に学び、虐待防止の「はじめの一歩」を共に踏み出しましょう。

利用者の尊厳保持と虐待防止に取り組む

先には、利用者の笑顔があります。

その笑顔を支えることで、
私たちも仕事に誇りを持ち、
笑顔で働くことができる
のではないのでしょうか？

